

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月27日（金）第579号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（大島支庁取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 4

公 告

- さつま地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 4

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則（※）（義務教育課取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 5

公 安 委 員 会 規 則

- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（地域課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第856号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市新城字神貫3300番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第857号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	屋久島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之浦 2467番地	令和 6 年11月25日から 令和 9 年11月24日まで
救急病院	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市南栄五丁目10 番地51	令和 6 年12月 1 日から 令和 9 年11月30日まで

鹿児島県告示第858号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
17,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	13,500トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第859号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 6 年12月27日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成17年 1 月 7 日鹿児島県告示第10号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表鹿屋市古江区域（鹿屋市古江町、古里町、船間町及び天神町の地区）の項、鹿屋市高須区域（鹿屋市高須町、浜田町及び野里町の地区）の項及び鹿屋市区域（鹿屋市のうち古江町、古里町、船間町、天神町、高須町、浜田町、野里町、吾平町上名、吾平町下名、吾平町麓、輝北町上百引、輝北町下百引、輝北町平房、輝北町市成、輝北町諏訪原、串良町細山田、串良町有里、串良町岡崎、串良町下小原及び串良町上小原を除く地区）の項を削る。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
鹿屋市古江区域 （鹿屋市古江町、古里町、船間町及び天神町の地区）	(1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 主としてさし網漁業を営む漁業

	(4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
鹿屋市高須区域 (鹿屋市高須町、浜田町及び野里町の地区)	(1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 主としてさし網漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
鹿屋市区域 (鹿屋市のうち古江町、古里町、船間町、天神町、高須町、浜田町及び野里町を除く地区)	(1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 主としてさし網漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第860号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）第二鹿屋地区の工事は、令和 5 年 2 月14日に完了した。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第861号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備）第二鹿屋地区の工事は、令和 5 年 9 月 6 日に完了した。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年12月27日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市知覧町塩屋字新垣 西14863番 3 地先から同市 知覧町西元字下塚13245番 1 地先まで	前 後	6.8～10.6 9.8～17.5	1,111.0 1,111.0

北薩地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年12月27日

北薩地域振興局長 北 蘭 育 子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等ケアルームPopping	出水市明神町 1254番地	スバープコミュニティ合同会社	出水市明神町 1254番地	田島裕史郎	令和 6 年 12月13日	放課後等 デイサービス

大島支庁告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 6 年12月27日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス和月龍郷	大島郡龍郷町浦字ヲフニ1068番3	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	令和 6 年10月25日	放課後等デイサービス

大島支庁告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年12月27日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人知名町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	大島郡知名町瀬利覚287番地	社会福祉法人知名町社会福祉協議会	大島郡知名町瀬利覚287番地	田宮 光孝	令和 6 年9月30日	重度訪問介護
有限会社ふれあい障害者居宅介護事業所	大島郡伊仙町小島175番地	有限会社ふれあい	大島郡伊仙町小島175番地	吉村 典彦	令和 6 年11月30日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

さつま地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、さつま地区特定漁港漁場整備事業計画（令和 4 年 9 月 2 日鹿児島県公報第342号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

令和 6 年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会規則

鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月27日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第10号

鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「入学、転学及び退学（第13条―第18条）」を「入学、転学及び退学等（第13条―第18条の4）」に改める。

第2条の表に次のように加える。

鹿児島県立いろは中学校	鹿児島市	男女				
-------------	------	----	--	--	--	--

第5条第1項第2号中「8月31日まで」の次に「（学年を2学期とするものにおいては7月21日から8月24日まで）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 秋季休業日（学年を2学期とするものに限る。） 9月28日から10月4日まで

第5条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第6条中「（平成10年文部省告示第154号）」の次に「又は学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（夜間中学の教育課程）

第7条の2 夜間において教育を行う中学校（以下「夜間中学」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条において準用する同規則第56条の4の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

第11条中「中学校」の次に「（夜間中学を除く。）」を加える。

「第6章 入学、転学及び退学」を「第6章 入学、転学及び退学等」に改める。

第13条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、夜間中学の生徒の募集、選抜及び入学の手続については、この規則に定めるもののほか、毎年度、県教育委員会が別に定める。

第15条中「保護者連署」の次に「（入学を許可された者が成年者である場合を除く。以下同じ。）」を加える。

第18条の次に次の3条を加える。

（夜間中学の休学の許可）

第18条の2 夜間中学の生徒は、病気その他やむを得ない理由のため3月以上出席することができないときは、その理由及び期間を付し、保護者連署の上、医師の証明書等その理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。

（許可の取消し）

第18条の3 前条の規定により許可を受けた生徒は、休学の許可を受けた後3月までにその理由がなくなったときは、その事情及び期日を付し、保護者連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

2 校長は、その事情を相当と認めるときは、当該休学の許可を取り消すものとする。

（復学）

第18条の4 第18条の2の規定により許可を受けた休学中の者が、復学しようとするときは、その事情及び期日を付し、保護者連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第3項の規定による資金管理

団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 6 年12月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
いだ正則後援会	明石 秀雄	池田 俊博	大島郡伊仙町崎原816番地3	令和6年 11月25日
桂田みち子後援会	桂田 成基	永田 義人	鹿児島市宮之浦町553-2	令和6年 11月5日
鯨島いつき後援会	鯨島 斉	鯨島 斉	西之表市住吉3571	令和6年 11月28日
田添辰郎後援会	田添 辰郎	田添 美穂	西之表市西之表7462番地4	令和6年 11月25日
たてやま秀樹後援会	川畑 満英	田島 道太	薩摩郡さつま町求名683	令和6年 11月18日
松元秀樹後援会	松元 秀樹	松元 まり子	西之表市西之表6275	令和6年 11月25日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
公明党鹿児島県本部	窪田 哲也	会計責任者の氏名	長濱 昌三	松田 浩孝	令和6年 11月28日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
五位塚つよし後援会	川崎 浩	代表者の氏名	川崎 浩	渡辺 忠雄	令和6年 11月17日
住みよい曾於市を創る市民の会	川崎 浩	代表者の氏名	川崎 浩	渡邊 忠夫	令和6年 11月17日
		会計責任者の氏名	溝口 良治	野村 耕一	
てのくち里花後援会	高岡 茂	主たる事務所の所在地	鹿児島市谷山中央6-18-34	鹿児島市上荒田町3-20-101	令和6年 11月2日
みんなの声でかごしまをつくる会	樋之口 里花	主たる事務所の所在地	鹿児島市谷山中央6-18-34	鹿児島市上荒田町3-20-101	令和6年 11月2日
よこいさくら後援会	横井 さくら	会計責任者の氏名	横井 さくら	小村 葵	令和6年 8月16日
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員	

				関係政治団体	
--	--	--	--	--------	--

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
ありがとう鹿児島第一支部	鹿児島市松原町13-10 シーサイドマンション 住吉1階ウィークリー 鹿児島 [内]	栗牧 建行	令和6年11月5日
日本共産党清水はるお後援会	南さつま市坊津町泊 7357	清水 優子	令和5年10月31日
もっと、もっと、鹿児島をよくする会	始良市西餅田3288	米丸 麻希子	令和6年10月1日
米倉よしゆき後援会	指宿市西方2076番地7	米倉 由晋	令和6年11月1日
わくわく指宿を目指す会	指宿市開聞十町4855-6	川上 和也	令和5年12月31日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
横井 さくら	よこいさくら後援会	公職の種類	鹿屋市議会議員	衆議院議員	令和6年8月16日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
米倉 由晋	米倉よしゆき後援会	令和6年11月1日

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第15号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表薩摩川内警察署の部川内北交番の項中「港町」の次に「，サーキュラーパーク一丁目，サーキュラーパーク二丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。